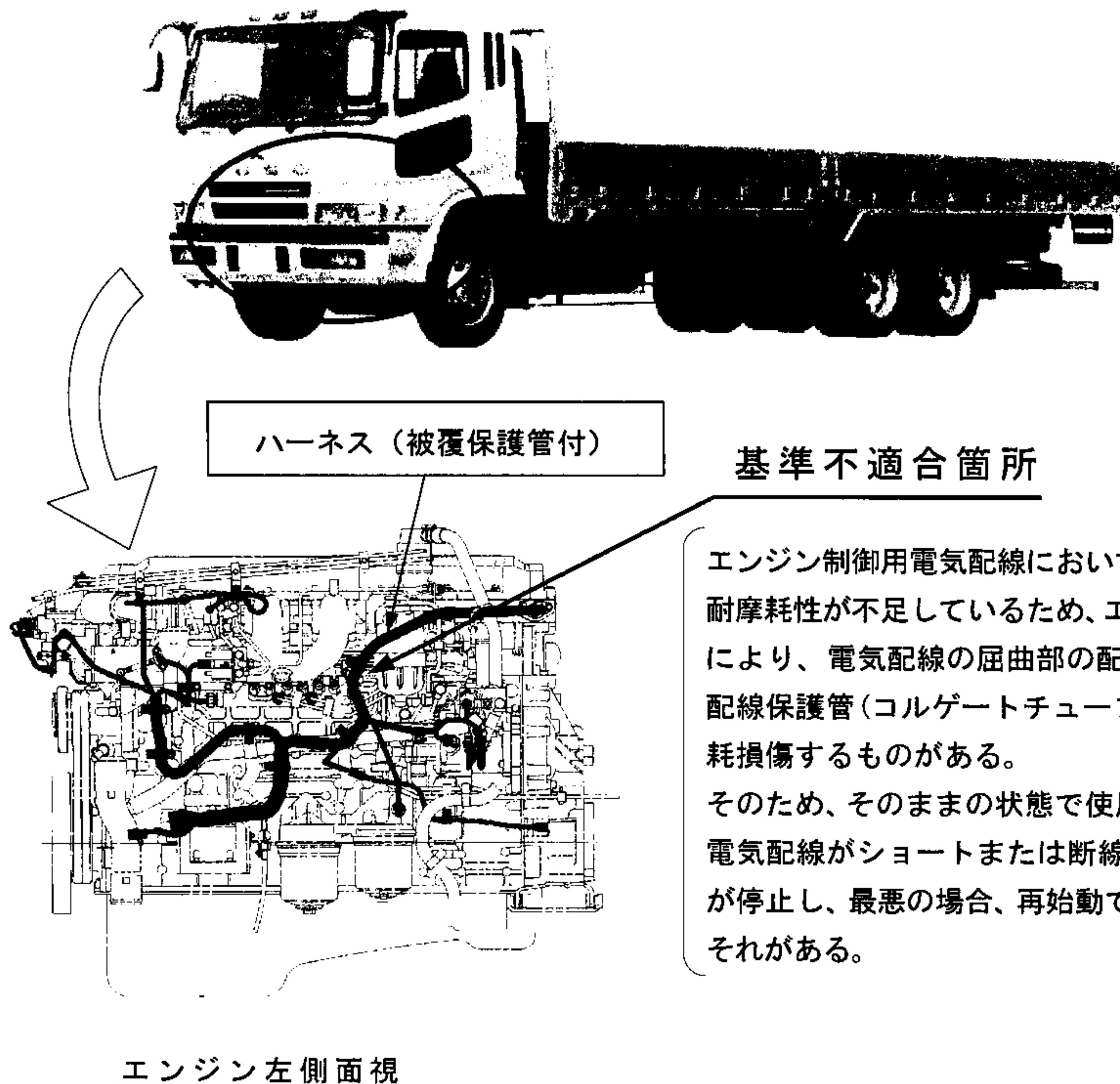


改善箇所説明図



注：□ は、交換部品を示す。

改善の内容

全車両、当該電気配線を電気配線保護管（ロールチューブ）付の対策品に交換する。また、噴射ポンプに付属する電気配線については、被覆を点検し、その状態により以下の措置を行なう。

- ① 損傷により芯線の露出がある場合：噴射ポンプ一式を対策品と交換する。
- ② 損傷はあるが芯線の露出がない場合：配線を修理するとともに電気配線保護管を対策品に交換する。
- ③ 損傷がない場合：電気配線保護管を対策品に交換する。

識別：対策品は、一見して判別可能であり識別は行わない。